

諮問庁：国立大学法人北海道教育大学

諮問日：平成29年11月30日（平成29年（独情）諮問第74号）

答申日：平成30年3月14日（平成29年度（独情）答申第71号）

事件名：「平成28年度第1回教員人事委員会会議の開催について（通知）」
等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書44（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月2日付け北教大総第29号により、国立大学法人北海道教育大学（以下「北海道教育大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が開示を求める部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には、諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、本答申ではその内容は記載しない。

- (1) 教員人事委員会会議の開催通知に係る文書（文書1，文書3，文書6，文書10，文書13，文書15，文書20，文書23，文書28，文書32及び文書37）の教員人事委員会会議長の名前及び特定課担当者の名前について

教員人事を決定する法人の枢要な組織であり、教員の権利・利益に直結する機関であり、民主的に運営されることが強く求められる。したがって、議長が誰か、事務の窓口が誰かを秘匿する理由はない。むしろ、教員人事委員会の運営の透明性を確保し、活動の公平性を担保するためには、積極的に開示すべきであり、議長をはじめ以下の(2)の委員名も全部伏せて組織を丸ごと秘密化することは許されないことである。

- (2) 教員人事委員会会議委員一覧の文書（文書2，文書5，文書9，文書

12, 文書14, 文書19, 文書22, 文書27, 文書31, 文書36, 文書41, 文書42及び文書44)の「氏名」について

上記(1)と同旨である。

- (3) 教員審査委員会委員名簿の文書(文書4, 文書7, 文書11, 文書17, 文書18, 文書21, 文書29, 文書34及び文書43)の氏名について

教員人事を決定する法人で重要な役割を担い、教員の権利・利益に直結する審査委員の選考は重要であり、その委員名簿を秘匿する理由はない。むしろ、開示することは、人事判定の透明性、公平性を担保し、人事政策への信頼性を確保することができる。

- (4) 新たな総合的行政評価について(案)と題する文書(文書8)について

法人の不開示理由の何に該当するのか不明である。

仮に、学内における審議、検討又は協議に関する記述に該当するとしても、議論の経過やその具体的な内容ではなく、委員の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はない。

むしろ、このような基本文書は、積極的に開示することにより、委員会議論の透明性を高め、教員からの信頼性確保を図ることができる。

- (5) 教員人事計画書に係る文書(文書16, 文書24及び文書33)の「発議の事由」と「備考」について

法人の不開示理由の何に該当するのか不明である。

内容的にも、キャンパス・大学院で検討した結果に基づく計画書であって、議論の経過や内容にかかわるものではないから、委員の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はない。

- (6) 「教員の選考における疑義に対する意見について(依頼)」と題する文書(文書25), 「教員審査に対する意見一覧」と題する文書(文書26及び文書30), 「教員審査検討事項」と題する文書(文書35), 「教員人事委員会会議における決定事項について(案)」に係る文書(文書38ないし文書40)について

法人の不開示理由の何に該当するのか不明である。

仮に、学内における審議、検討又は協議に関する記述に該当するものとしても、議論の経過やその具体的な内容ではなく、委員の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」はない。

むしろ、開示することにより、委員会議論の透明性を高め、教員からの信頼性確保を図ることができる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に対する意見

本学の「法人文書開示決定通知書」において、本学が、開示決定した法人文書のうち一部を不開示とした決定（原処分）は妥当であり、本件決定は維持されるべきである。

2 理由

(1) 上記第2の2(1)ないし(3)について

ア 上記第2の2(1)ないし(3)に列挙された文書について

同文書はいずれも、本学が北海道教育大学教員選考規則（以下「教員選考規則」という。）7条に基づき設置する教員人事委員会会議（以下、第3において「本件会議」という。）に関連する文書であり、不開示とした部分は、本件会議の議長，構成員，その他関連する職務に従事する本学の役職員の氏名である。

イ 法5条1号に該当すること

同文書に記載された情報は、当該役職員個人の社会的活動に係る情報としての側面を有し、また、氏名や役職等の記載により特定の個人が識別できるものであることから、法5条1号本文に該当する。

他方で、同文書に係る情報は、これを公にする法令上の根拠及び慣行等はなく、また、人の生命等を保護するために公開する必要性もないことから、同号イ及びロが規定する情報には該当しない。さらに、同文書に係る情報は、本学役職員の職務遂行に係る情報であることから、その一部について開示が義務づけられているものの、氏名は、開示義務の対象とはされていない（同号ハ）。

したがって、同文書のうち氏名は、法5条1号に基づき開示しないことができる情報（不開示情報）に該当するから、本件決定において、同文書のうち氏名を不開示としたことに違法不当な点はない。

(2) 上記第2の2(4)について

ア 文書8について

同文書は、平成28年5月25日開催の連絡調整会議（国立大学法人北海道教育大学運営規則28条に基づいて設置される組織である。）及び同年7月26日開催の本件会議における配付資料であり、両会議において同文書が審議の対象となっている。

同文書のうち不開示とした部分（以下、第3の2(2)において「当該不開示部分」という。）は、教員の昇任人事の際の資料となる総合的業績評価（教員選考規則16条3項3号）の実施方法の素案であり、その後の審議を経て、同素案の内容は変更されている。

イ 法5条3号に該当すること

(ア) 同文書は、当該両会議の配付資料であり、審議の対象となっているから、当該不開示部分は、本学内部における審議，検討及び協議に関する情報である。

(イ) 審議の内容が公にされることが前提である場合、総じて当該審議における発言は差し控えられる。加えて、当該不開示部分から総合的業績評価の実施方法の方向性や方針が推認し得、当該評価の対象となる者にとって重大な利害に関わる情報であるところ、このような特定の者の重大な利害に関わる情報を開示すれば、利害関係者から多くの要望、意見、照会が出される事態や、審議体の構成員が特定の利害関係者に対して配慮する事態を招き、自由闊達な審議が阻害され、ひいては、審議結果の公正性も害されることとなる。

他方で、当該不開示部分はその後の審議において変更されているところ、このような未確定な情報が開示されれば、様々な誤解を招き、社会に混乱を生じさせる。

また、当該不開示部分を知っていればこれに即した対策を講じることができ、当該評価の対象となる者にとって昇任に際して利益となる等、当該不開示部分の知不知が特定の者に利益又は不利益を与える。

以上から、当該不開示部分を開示すれば、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に国民の間に混乱を生じさせ、並びに、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす。

(ウ) したがって、当該不開示部分は法5条3号が規定する不開示情報に該当する。

ウ 法5条4号へに該当すること

(ア) 当該不開示部分は総合的業績評価の実施方法に関する情報であり、本学の人事管理事務に関する情報である。

(イ) 当該不開示部分を開示した場合、利害関係者から多くの要望等が出されること、審議結果の公正性を害することとなるのは、上記イ(イ)のとおりである。多数の要望等が出されれば、当該要望に対して個別に対応することが必要となり、事務の混乱を招き、他方で、業績評価の実施方法が不公正となる以上、当該評価に基づき決定される昇任人事も不公正となる。加えて、当該不開示部分を知っていれば当該情報に即した対策を講じることが可能となるところ、当該人物の能力とは関係ない事情が昇任人事を左右することとなれば、本学における人事評価の適正性を害する。

以上から、当該不開示部分を開示すれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす。

(ウ) したがって、当該不開示部分は法5条4号へが規定する不開示情報に該当する。

エ 小括

以上から、当該不開示部分は法5条3号及び4号へに基づき開示し

ないことができるから、本件決定において、当該不開示部分を開示しないとしたことに違法不当な点はない。

(3) 上記第2の2(5)について

ア 文書16, 文書24及び文書33について

同文書は、本件会議における配付文書であり(ただし、同文書の内容に鑑み、会議終了後、回収している。)、本件会議において同文書の内容が審議の対象とされている。

同文書は、キャンパス等が作成した教員の採用を要望する文書であり、不開示部分(以下、第3の2(3)において「当該不開示部分」という。)のうち、「1発議の事由」の欄には、当該要望に至った理由の要点が、「備考」欄には、同理由の詳細や当該採用にあたって希望する具体的な条件等が記載されている。

イ 法5条3号に該当すること

(ア) 同文書は、本件会議の配布資料であり、審議の対象となっているから、当該不開示部分は、本学内部における審議、検討及び協議に関する情報である。

(イ) ①審議内容が公にされる場合には審議における発言が差し控えられること、②開示される情報が特定の者の重大な利害に関わる情報である場合、利害関係者から多くの要望が出されること等により、自由闊達な審議、さらには審議結果の公正性を害することとなること、③開示される情報が未確定な情報である場合、社会に混乱を生じさせることとなるのは、上記(2)イ(イ)のとおりである。

当該不開示部分からは、人事の状況の推移、当該時点における具体的な採用計画が明らかになるのみならず、同文書に係る当該個別の人事計画を越えて、本学の総括的な人事方針や人事戦略をも推認し得ることから、本学と競合関係にある学校、本学の教員や本学における就労を希望する者(以下「就職希望者」という。)等、特定の者の重大な利害に関わる情報であるとともに、単なるキャンパス等からの要望に過ぎないものであり、未確定な情報である。したがって、当該不開示部分についても、これが開示された場合、上記①ないし③の結果を招くこととなる。

また、当該不開示部分を知っていれば、これに即した対策を講じることができ、就職希望者にとって採用に有利となること等、当該不開示部分は特定の者に利益又は不利益を与える情報である。

以上から、当該不開示部分を開示すれば、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれ、国民の間に混乱を生じさせ、並びに、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすこととなる。

(ウ) したがって、当該不開示部分は法5条3号が規定する不開示情報に該当する。

ウ 法5条4号へに該当すること

(ア) 当該不開示部分は、教員の採用に関する情報であり、本学の人事管理事務に関する情報である。

(イ) 上記イ(イ)のとおり、当該不開示部分を開示した場合、利害関係者から多くの要望等が出され、審議結果の公正性を害することとなり、他方で、当該情報を知不知により採用等に際して有利又は不利となり得る。そして、当該要望等への対応により人事管理事務は混乱し、審議結果であるキャンパス等における採用人事計画が不公正なものとなるうえ、他方で、人物の能力とは無関係の事情が採用人事に影響を与え、採用人事の適正を害することとなるのは、上記イ(イ)のとおりである。

以上から、当該不開示部分を開示すれば、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす。

(ウ) したがって、当該不開示部分は法5条4号へが規定する不開示情報に該当する。

エ 小括

以上から、当該不開示部分は、法5条3号及び4号へに基づき開示しないことができるから、本件決定において開示しないとしたことに違法不当な点はない。

(4) 上記第2の2(6)について

ア 上記第2の2(6)に列挙された文書について

同文書はいずれも本件会議の配付資料であり、同文書自体が審議の対象である。

このうち、文書25、文書26、文書30及び文書35には、平成29年1月18日開催の本件会議において委員から出された、教員の選考や昇任に際しての審査方法に係る意見(以下「教員人事に対する意見」という。)に対する意見等を募るもの、文書38は、本件会議の審議において、前回の会議までに決定した事項を確認するためのもの、文書39は、同審議の内容をまとめたもの、文書40は、同審議を受けて、文書38の記載を修正したものである。

以上の文書について不開示とした部分(以下、第3の2(4)において「当該不開示部分」という。)は、教員人事に対する意見のうち、現時点においても審議が継続しているものに関連する記載である。

イ 法5条3号に該当すること

(ア) 上記文書は全て、本件会議の配付資料であり、審議の対象である

から、当該不開示部分は、本学内部における審議、検討及び協議に関する情報である。

- (イ) 当該不開示部分が開示されれば、本学における教員の人事の課題や現状が明らかとなり、今後の方針や計画等も推認され得るから、本学の教員や就職希望者等、特定の者の重大な利害に関わる情報である。また、当該不開示部分に関する審議は現時点においても継続しており、同部分に記載された情報は未確定の情報である。

したがって、当該不開示部分を開示すれば、上記(3)イ(イ)①ないし③の結果を招くこととなる。

他方、就職希望者や昇任人事の対象となる候補者にとって当該不開示部分を知っていれば、これに即した対策を講じることができ、採用や昇任に際して利益となる等、当該不開示部分は特定の者に利益又は不利益を与える情報である。

以上から、当該不開示部分を開示すれば、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に国民の間に混乱を生じさせ、並びに、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす。

- (ウ) したがって、当該不開示部分は法5条3号に規定する不開示情報に該当する。

ウ 法5条4号へに該当すること

- (ア) 当該不開示部分は、教員の採用及び昇任に関する情報であり、本学の人事管理事務に関する情報である。

- (イ) 当該不開示部分を開示した場合、要望等への対応により事務が混乱に陥ることとなり、また、教員人事への意見に係る審議が不公正なものとなれば、教員の選考や昇任に際しての審査方法自体の公正性が害される。さらに、当該不開示部分の知不知という人物の能力とは関係のない事情が採用人事や昇任人事に影響を与えることとなり、人事評価の適正性を害する。

- (ウ) したがって、当該不開示部分は、法5条4号へに規定する不開示情報に該当する。

エ 小括

以上から、当該不開示部分は、法5条3号及び4号へに基づき、開示しないことができるから、本件決定において当該不開示情報を開示しないとしたことに違法不当な点はない。

(5) 結論

よって、本件決定は全て適法かつ妥当であり、維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 平成30年1月9日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年2月27日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号、3号及び4号へに該当するとして、その一部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示部分のうち別表に掲げる部分（以下「本件不開示部分1」ないし「本件不開示部分4」といい、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分1について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分には、個人に係る情報が記載されており、具体的には、

①教員人事委員会会議の開催通知中の個人の氏名、②教員人事委員会会議委員一覧中の個人の氏名・役職及び③教員審査委員会委員名簿中の個人の氏名である。

(イ) 上記①は、教員人事委員会会議議長の氏名及び特定課の担当者名であり、いずれも、北海道教育大学において、公表しておらず、法5条1号に該当する。

なお、教員人事委員会会議議長は、教員人事委員会会議委員の設置根拠となる教員選考規則において、「教員人事委員会会議議長は教員人事委員会委員長をもって充て、教員人事委員会委員長は学長が指名する理事をもって充てる」とされているため、北海道教育大学の4人の理事のうちいずれの理事が教員人事委員会会議議長であるのか明らかとなっていない。

(ウ) 上記②は、教員人事委員会会議における出欠確認のための資料であり、教員人事委員会会議委員の氏名・役職である。また、当該部分には会議担当者による出欠確認のための書き込み部分の一部が重なっている。

当該部分を公にした場合、会議に欠席等した委員の氏名が明らか

になるとともに、委員一覧の枠外に「議長」という文言が明らかになっているので、当該部分を公にすることにより、議長の氏名も明らかになる。

(エ) 上記③は、教員審査委員会委員名簿中の個人の氏名である。

教員選考規則によると、教員審査委員会委員は、教員人事委員会委員の中から、(a) 委員長が指名するキャンパス長等1人、(b) 委員長が指名する(a)のキャンパス長等が所属する各校等の教員2人並びに(c) 委員長が指名する(a)及び(b)以外の各校等の教員2人をもって組織するとされている。

上記(a)ないし(c)に掲げる教員審査委員会委員で指名を得られる可能性のある者は複数名在職しており、いずれの者が委員に指名されるのか公にしていない。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 不開示部分には、諮問庁が上記ア(ア)で説明するとおり、①教員人事委員会会議の開催通知中の個人の氏名、②教員人事委員会会議委員一覧中の個人の氏名・役職及び③教員審査委員会委員名簿中の個人の氏名の記載が認められる。

(イ) 上記①について

a 上記①には、(a) 教員人事委員会会議議長の氏名及び(b) 特定課の担当者氏名の記載があり、いずれも特定の個人を識別することができる情報であることが認められるところ、諮問庁は、これらを公にする法令上の根拠及び慣例等はなく、また、教員人事委員会会議議長は、教員選考規則において、「教員人事委員会会議議長は教員人事委員会委員長をもって充て、教員人事委員会委員長は学長が指名する理事をもって充てる」とされているため、北海道教育大学の4人の理事のうちいずれの理事が教員人事委員会会議議長であるのか明らかとなっていない旨説明する。

b しかしながら、当審査会において、公表されている教員選考規則を確認すると、教員人事委員会会議委員は、理事などの役職者及び学長が指名する役職者以外の教員で組織するとされており、理事などの役職者が教員人事委員会会議委員であることはおのずと明らかになることが認められることから、教員人事委員会会議委員のうち理事などの役職者の氏名は、諮問庁において公表慣行があるというべきである。また、教員選考規則によると、「教員人事委員会会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる」とされてはいるものの、その他特段教員人事委員会会議議長が固有の権限を有するものとは認められない。そこで、当審査会事務局職員をして、

諮問庁に対し、教員人事委員会会議議長の氏名を教員人事委員会会議委員の氏名と区別して扱うべき合理的根拠の有無を確認させたところ、特段の具体的な説明はなかったところである。そうすると、教員人事委員会会議委員の氏名を公にする一方で、教員人事委員会会議議長の氏名のみを公にしないとする合理的な理由もないことから、(a) 教員人事委員会会議議長の氏名は法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

- c 次に、(b) 特定課の担当者氏名は、諮問庁において公表慣行があるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もないので、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 上記②について

- a 上記②には、(a) キャンパス等ごとの委員の氏名及び(b) (a) 以外の委員の氏名・役職の記載があり、いずれも特定の個人を識別することができる情報であることが認められるところ、諮問庁は、これらを公にする法令上の根拠及び慣例等はない旨説明する。
- b 教員選考規則においては、上記(イ) bのとおり、教員人事委員会会議委員は、理事などの役職者及び学長が指名する役職者以外の教員で組織するとされており、上記(a)は、学長が指名する役職者以外の教員であり、上記(b)は、理事などの役職者であることが認められる。

したがって、上記(a)の氏名については、教員選考規則により委員名を特定することはできず、諮問庁において公表慣行があるとは認められないことから、上記(イ) cと同様の理由により、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- c しかしながら、上記(b)の氏名については、教員選考規則により委員名を特定することができることから、諮問庁において公表慣行があるというべきであり、法5条1号ただし書イに該当するため、開示すべきである。

(エ) 上記③について

- a 上記③には、キャンパス等ごとの教員審査委員会委員の氏名がキャンパスの長等欄及び当該校の教員欄等ごとに記載されており、いずれも特定の個人を識別することができる情報であることが認められるところ、諮問庁は、これらを公にする法令上の根拠及び慣例等はない旨説明する。

b 当審査会において、教員選考規則を確認すると、教員審査委員会委員は、(a) 委員長が指名するキャンパスの長等及び(b) 委員長が指名する各校の教員等で構成するとされていることが認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、各キャンパスの長等欄に記載されるべき委員長が指名するキャンパスの長等は、当該キャンパス等に所属するキャンパスの長等以外の者が指名されることはあるのかについて確認させたところ、当該キャンパス等に所属していない他キャンパスの長等が指名されることはないとのことである。

そうすると、上記(a)の氏名については、教員選考規則により委員名を特定することができることから、諮問庁において公表慣行があるというべきであり、法5条1号ただし書イに該当するため、開示すべきである。

c 上記(b)の氏名は、教員選考規則により委員名を特定することはできず、諮問庁において公表慣行があるとは認められないことから、上記(イ)cと同様の理由により、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

当該部分は、教員人事委員会会議における配布資料である総合的業績評価の実施方法の素案であり、原処分時において、審議中のものである。決定後は、学内に向けて周知予定であるものの、当該部分は修正前の未確定の内容であるため、公にすることにより、関係者の誤解を招き、委員に対する批判などが行われ、今後の同様の事案の審議の際、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、今後の委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は、北海道教育大学における教員の業績評価の実施方法を定めた総合的業績評価の実施方法の案であることが認められる。

(イ) 当該部分は、審議中の総合的業績評価の具体的な実施方法案であり、当該部分を公にした場合、関係者の誤解を招き、委員に対する批判などが行われ、今後の同様の事案の審議の際、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条3号に該当し、同条4号へについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件不開示部分3について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、教員人事委員会会議の配布資料である教員人事計画書中の①発議の事由欄及び②備考欄である。

(イ) 教員人事計画書は、北海道教育大学内の6つのキャンパス等の長が学長に対して教員採用の人事計画を要望するための文書であり、会議における審議終了後、回収している。当該不開示部分には、採用計画に至った経緯並びに具体的な人事方針及び人事戦略を推認できる情報が記載されており、これらが公になった場合、一般には公にされない各キャンパス等における内部事情等が明らかになって、人事に対するあらぬ誤解や批判を招くことになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は、教員人事計画書中の発議の事由欄及び備考欄の記載部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、採用計画に至った経緯並びに具体的な人事方針及び人事戦略を推認できる機微な情報であるので、当該部分を公にした場合、人事に対するあらぬ誤解や批判を招くことになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は法5条4号へに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件不開示部分4について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 当該部分は、各教員人事委員会会議委員からの意見及び当該意見に対する論点等のうち、現時点においても審議中の部分である。いずれも教員人事委員会会議の配布資料である。

(イ) 当該部分には、教員選考における課題及び各委員の意見等が記載されており、これらが公になった場合、公になっていない様々な事情や、今後修正の可能性のある審議中の人事に関する内容が明らかとなつて、人事に対するあらぬ誤解や批判を招くことにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

(ア) 当該部分は、各教員人事委員会会議委員からの意見及び当該意見に対する論点等のうち審議中の部分であることが認められる。

(イ) 当該部分は、原処分の時点で公となっていない教員選考に係る審

議中の内部情報であり，当該部分を公にした場合，人事に対するあらぬ誤解や批判を招くことにより，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって，当該部分は法5条4号へに該当し，同条3号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，3号及び4号へに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分のうち，別表の4欄に掲げる部分を除く部分は，同条1号，3号及び4号へに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別表の4欄に掲げる部分は，同条1号に該当せず，開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書1 「平成28年度第1回教員人事委員会会議の開催について（通知）」
- 文書2 「教員人事委員会会議委員一覧」（平成28年度第1回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの）
- 文書3 「平成28年度第2回教員人事委員会会議の開催について（通知）」
- 文書4 「教員審査委員会委員名簿（29.4.1採用）」（平成28年度第2回教員人事委員会会議の配付資料）
- 文書5 「教員人事委員会会議委員一覧」（平成28年度第2回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの）
- 文書6 「平成28年度第3回教員人事委員会会議の開催について（通知）」
- 文書7 「教員審査委員会委員名簿（29.4.1採用）」
- 文書8 「新たな総合的業績評価について（案）」
- 文書9 「教員人事委員会会議委員一覧」（平成28年度第3回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの）
- 文書10 「平成28年度第4回教員人事委員会会議の開催について（通知）」
- 文書11 「教員審査委員会委員名簿（29.4.1昇任）」
- 文書12 「教員人事委員会会議委員一覧」（平成28年度第4回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの）
- 文書13 「平成28年度第5回教員人事委員会会議の開催について（通知）」
- 文書14 「教員人事委員会会議委員一覧」（平成28年度第5回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの）
- 文書15 「平成28年度第6回教員人事委員会会議の開催について（通知）」
- 文書16 平成28年7月8日付及び同年5月20日付「教員人事計画書」
- 文書17 「教員審査委員会委員名簿（29.4.1採用）」
- 文書18 「教員審査委員会委員名簿（29.4.1大学院資格審査）」
- 文書19 「教員人事委員会会議委員一覧」（平成28年度第6回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの）
- 文書20 「平成28年度第7回教員人事委員会会議の開催について（通知）」
- 文書21 「教員審査委員会委員名簿（29.4.1大学院資格審査）」（平成28年度第7回教員人事委員会会議の配付資料）
- 文書22 「教員人事委員会会議委員一覧」（平成28年度第7回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの）
- 文書23 「平成28年度第8回教員人事委員会会議の開催について（通

- 知) 」
- 文書 2 4 平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日付「教員人事計画書」
- 文書 2 5 「教員の選考における疑義に対する意見について(依頼)」
- 文書 2 6 「教員審査に対する意見一覧」
- 文書 2 7 「教員人事委員会会議委員一覧」(平成 2 8 年度第 8 回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの)
- 文書 2 8 「平成 2 8 年度第 9 回教員人事委員会会議の開催について(通知)」
- 文書 2 9 「教員審査委員会委員名簿(30. 4. 1 採用及び 29. 10. 1 大学院資格審査)」(平成 2 8 年度第 9 回教員人事委員会会議の配付資料)
- 文書 3 0 「教員審査に対する意見一覧」(平成 2 8 年度第 9 回教員人事委員会会議の配付資料)
- 文書 3 1 「教員人事委員会会議委員一覧」(平成 2 8 年度第 9 回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの)
- 文書 3 2 「平成 2 9 年度第 1 回教員人事委員会会議の開催について(通知)」
- 文書 3 3 平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日付「教員人事計画書」
- 文書 3 4 「教員審査委員会委員名簿(29. 10. 1 採用及び 30. 4. 1 採用)」(平成 2 9 年度第 1 回教員人事委員会会議の配付資料)
- 文書 3 5 「教員審査検討事項(平成 2 9 年度第 1 回会議現在)」(平成 2 9 年度第 1 回教員人事委員会会議の配付資料)
- 文書 3 6 「教員人事委員会会議委員一覧」(平成 2 9 年度第 1 回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの)
- 文書 3 7 「平成 2 9 年度第 2 回教員人事委員会会議の開催について(通知)」
- 文書 3 8 「教員人事委員会会議における決定事項について(案)」(平成 2 9 年度第 2 回教員人事委員会会議の配付資料)
- 文書 3 9 「教員人事委員会会議における決定事項について(平成 2 9 年 5 月 1 5 日現在)(案)に対する意見について」(平成 2 9 年度第 2 回教員人事委員会会議の配付資料)
- 文書 4 0 「教員人事委員会会議における決定事項について(修正案)」(平成 2 9 年度第 2 回教員人事委員会会議の配付資料)
- 文書 4 1 「教員人事委員会(第 7 号, 8 号, 9 号委員)一覧」(平成 2 9 年度第 2 回教員人事委員会会議の配付資料)
- 文書 4 2 「教員人事委員会会議(第 7 号, 第 8 号委員)一覧」(平成 2 9 年度第 2 回教員人事委員会会議の配付資料)
- 文書 4 3 「教員審査委員会委員名簿(30. 4. 1 採用)」(平成 2 9 年度

第2回教員人事委員会会議の配付資料)

文書44 「教員人事委員会会議委員一覧」(平成29年度第2回教員人事委員会会議における出欠表にあたるもの)

別表

1 文書番号	2 不開示部分		3 不開示理由 (法5条)	4 開示すべき 部分
文書1 文書2 文書3 文書4 文書5 文書6 文書7 文書9 文書10 文書11 文書12 文書13 文書14 文書15 文書17 文書18 文書19 文書20 文書21 文書22 文書23 文書27 文書28 文書29 文書31 文書32 文書34 文書36 文書37 文書41 文書42 文書43	本件不開 示部分1	個人に係る情報（①教員人事委員会会議の開催通知中の個人の氏名，②教員人事委員会会議委員一覧中の個人氏名・役職及び③教員審査委員会委員名簿中の個人の氏名）	1号	①のうち教員人事委員会会議議長の氏名 ②のうち理事などの役職者の氏名・職名 ③のうち各キャンパスの長等の氏名

文書 4 4				
文書 8	本件不開 示部分 2	総合的業績評価の実施方法 の素案の内容	3号及び4 号へ	なし
文書 1 6 文書 2 4 文書 3 3	本件不開 示部分 3	教員人事計画書中の発議の 事由欄及び備考欄	3号及び4 号へ	なし
文書 2 5 文書 2 6 文書 3 0 文書 3 5 文書 3 8 文書 3 9 文書 4 0	本件不開 示部分 4	教員人事に対する意見関係	3号及び4 号へ	なし